

閲覧用

高松市環境基本計画(素案)の概要

高松市環境局 環境総務課

計画の基本的事項

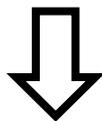
1 計画策定の背景と趣旨

○ 環境基本計画とは

高松市環境基本条例第8条に基づく本市の環境行政の基本計画であり、環境施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

<これまでの経緯>

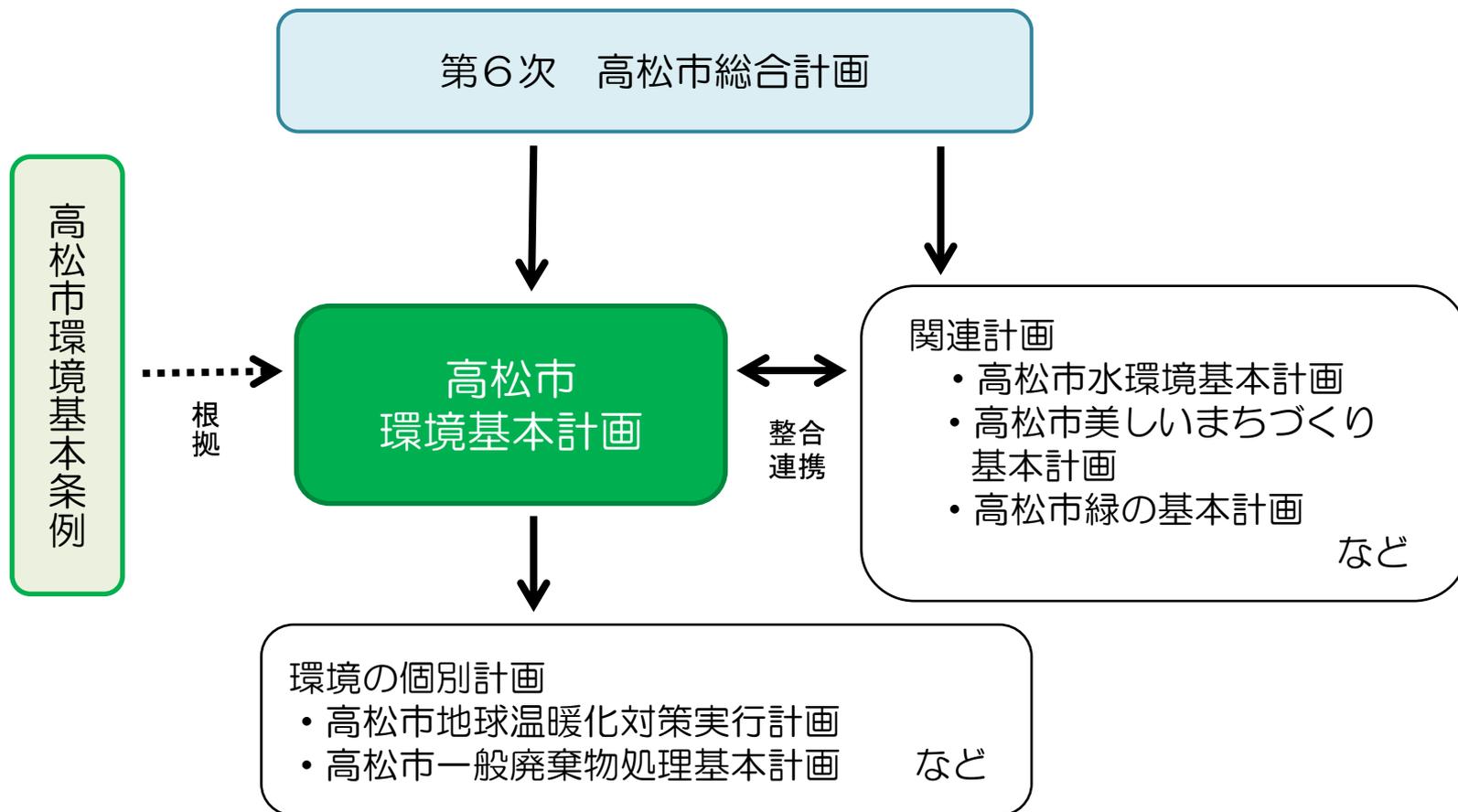
- 平成11年2月 環境基本計画を策定(計画期間:平成11年度～平成23年度)
望ましい環境像「土と水と緑を大切に作る環境共生都市 たかまつ」
- 平成20年3月 環境を取り巻く状況の変化、合併により拡大した市域を対象とする
ために見直し、改定(計画期間:平成20年度～平成27年度)
望ましい環境像、基本目標は継承



現在の計画が、平成27年度で終了することにもない、本市の環境行政をさらに推進していくために、新たな環境基本計画の策定を行います。

2 計画の位置付け

- 上位計画である第6次高松市総合計画の環境に関する分野別計画とし、本市の関連計画と整合性のとれた計画とします。
- 市の施策とともに、市民・事業者・行政の役割や行動指針を示した計画とします。



3 計画の期間

平成28年度から平成35年度までの8年間

上位計画である第6次高松市総合計画との整合性を図るため、8年間とします。
具体的な施策、数値目標については、中間年である4年目に見直しを行います。
本市の環境や社会情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて内容の見直しを行います。

4 計画の対象

○ 計画が対象とする範囲

生活環境	大気、水質、悪臭、騒音、振動、土壌、有害化学物質など
自然環境	生物、森林、里山、農地など
都市環境	公園、緑化、都市景観など
循環型社会	廃棄物、水循環など
地球環境	地球温暖化対策など
環境保全活動	環境教育、環境学習、市民参加活動など

高松市の環境の現状と課題

1 良好な生活環境の確保

生活環境は、現在良好に保たれていますが、今後も公害のない、安心して生活できる環境を保つため、引き続き取り組む必要があります。

2 自然環境の保全

自然環境を守るとともに、身近な自然とのふれあいを充実させるよう取り組む必要があります。

3 快適な都市環境の保全と創造

環境にやさしいまちづくりを推進するため、交通体系の整備、公共交通の利用促進、自転車利用の促進等に取り組む必要があります。また、快適な都市環境を創出するため、緑化の推進や美しい景観の保全にも、引き続き取り組む必要があります。

4 廃棄物対策の推進

市民はごみ問題に対する意識が高く、その要望を強く受け止め、廃棄物の適正処理や不法投棄の防止対策に、より一層取り組む必要があります。ごみの減量・資源化にも、引き続き取り組む必要があります。

5 地球温暖化対策の推進

国の政策動向も見ながら、各種施策に今後も積極的に取り組む必要があります。

6 環境に配慮した人づくり、地域づくりの推進

環境についての理解を深め、環境保全に配慮した行動を促すため、環境教育・環境学習を充実させるとともに、自主的な環境保全活動が促進されるように取り組む必要があります。

目指すべき環境像と基本目標

1 目指すべき環境像

目指すべき環境像（案）

「人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい田園都市 たかまつ」

○ 環境像に込められた意味について

「人と自然が調和する田園都市」

環境への負荷の少ないまちを目指すとともに、市民が美しく、快適な環境の中で安心して暮らすことのできる、人と自然が調和した田園都市を目指します。

「未来へつなぐ」

現在の市民だけでなく、将来の市民も含めて環境の恵みを楽しむように、本市の恵み豊かな環境をより良いかたちで次の世代へと継承します。

「地球にやさしい」

地域の環境が、地球全体の環境と深く関わっているという意識を持ち、地球環境に配慮したまちを目指します。

2 基本目標

目指すべき環境像の達成に向けて、次の6つの基本目標を掲げます。

基本目標① 「資源を大切に作る循環型社会を築きます」

ごみの減量や適正処理、不法投棄の防止、資源の循環利用に取り組み、限りある資源を有効に活用する持続可能な循環型社会を築きます。また、水資源の確保と水の循環利用を推進します。

基本目標② 「地球環境の保全に積極的に取り組みます」

地域から地球環境保全に貢献するために、省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及促進、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

基本目標③ 「安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります」

安心して生活できる環境を維持するため、水環境や大気環境の保全、騒音、振動、悪臭、有害化学物質への対策に取り組みます。環境汚染を未然に防止し、市民が安心して、健康に生活できる環境を守ります。

基本目標④ 「身近な自然環境を守り育てます」

海、山、河川など、自然環境を守るとともに、自然環境に関心を持ち、理解を深められるように、身近な自然とのふれあいを充実させる取組を進めます。

基本目標⑤ 「うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります」

公園の整備や緑化の推進、美しい景観の保全に取り組み、うるおいとやすらぎのある快適な環境を創出します。また、自動車に依存しない交通体系の整備や、公共交通の利用促進、自転車利用の推進など、環境にやさしいまちづくりを進めます。

基本目標⑥ 「環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます」

環境について関心を持ち、理解を深め、環境を意識した行動を促すため、環境教育・環境学習を充実させるとともに、次世代を担う子どもたちが、環境を守ることの大切さを学べるよう、学校における環境教育を推進します。また、自主的な環境保全活動が促進されるよう取り組みます。

3 施策体系図

環境像(案)

人と自然が調和し 未来へつなぐ
地球にやさしい田園都市 たかまつ

基本目標

- 1 資源を大切にす循環型社会を築きます
- 2 地球環境の保全に積極的に取り組みます
- 3 安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります
- 4 身近な自然環境を守り育てます
- 5 うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります
- 6 環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます

施策の柱

- 1 廃棄物の減量と資源循環の推進
 - 2 廃棄物の適正処理の確保
 - 3 水資源の確保と水循環の推進
- 1 地球温暖化対策の推進
- 1 水環境の保全
 - 2 大気環境の保全
 - 3 騒音・振動・有害化学物質対策などの推進
- 1 自然環境の保全
 - 2 自然とのふれあいの充実
- 1 快適な交通環境の整備
 - 2 身近な緑の保全と創造
 - 3 美しい景観の保全と創造
- 1 環境教育・環境学習の充実
 - 2 環境保全活動の推進

計画の推進

1 推進体制

- ・ 庁内組織である、高松市環境問題庁内連絡会議、同連絡会議 総務・温暖化対策部会を中心に、関係各部局の連携を図り、計画の効果的な推進に努めます。
- ・ 市民・事業者等と市が連携・協力しながら、計画を推進していきます。
広域的な取組を必要とする環境問題には、国や県、近隣の自治体などの関係機関と協力しながら取り組んでいきます。

2 進行管理

- ・ 高松市環境問題庁内連絡会議、同連絡会議 総務・温暖化対策部会、高松市環境審議会において定期的に進捗状況を報告し、意見や提言を受けて、着実な計画の推進を図ります。
- ・ 毎年度作成する「高松市環境白書」や市のホームページ等を通じて、市民に対し、計画の進捗状況や市環境の状況について公表します。